

平成医療短期大学研究行動規範

(平成 22 年 12 月 1 日施行)

平成医療短期大学(以下「本学」という。)教職員は、研究活動の持つ社会的責任を自覚し、研究者自身が社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観をもって自らの研究活動を厳正に律するため、次の行動規範を定める。

1. 研究活動における不正行為の防止

本学教職員は自らの研究の立案・計画・申請・実施・発表などの過程において、ねつ造、改ざん、盗用、研究成果の重複発表などの不正行為を行わないことはもとより、研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

2. 研究費の適正な使用

本学教職員は、研究の実施、公的研究費等を含む研究費の使用に当たっては、関連の法令、通知及び本学諸規程等を遵守しなくてはならない。

3. 研究環境の整備

本学教職員は、責任ある行動が不正行為や研究費不正使用の防止を可能にする公正な環境の確立と維持の基本であることを自覚し、学長、所属学科長および関係職員等と協力し、環境の質的向上に取り組まなくてはならない。

また、不正行為が行われ、若しは、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。

4. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

本学教職員は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、関連する法令、本学諸規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守するとともに、特にヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなくてはならない。

5. 研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守

本学教職員は、自らの公表済みの研究成果及び研究材料を広く研究者コミュニティーに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなくてはならない。

一方で、受託研究契約や知的財産権に係るものに関しては所定の守秘義務を遵守するとともに、研究の過程において知りえた個人情報及び他の研究者の未発表研究成果については守秘義務を厳密に遵守しなくてはならない。

6. 差別の排除

本学教職員は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなくてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

7. 利益相反

本学教職員は、自らの研究、審査、評価、判断において、個人と組織、或いは学外者又は他の組織間の利益相反や責務相反の発生に十分に注意を払い、公共性に配慮しつ適切に対応しなくてはならない。

8. 研究指導者の責務

本学研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取り扱いと管理・保存に責任を持つとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。